

連帯保証人間の求償権

私は以前、株式会社Aの取締役を務めていましたが、在任中A社がB銀行から借り入れるにあたり、A社から委託を受けてA社の連帯保証人を引き受けました。その際には、A社の他の取締役であるCも連帯保証人を引き受けました。

その後、A社は廃業し、私はB銀行から保証債務の履行を求められたので、やむを得ずその全額を支払いました。

私は同じく連帯保証人を引き受けていたCに対して、何らかの請求をすることができるでしょうか。

1. 保証人間の求償権

保証人が債権者に対し弁済した場合、弁済した保証人は主たる債務者に対し求償権を取得します（民法 459 条、462 条）。同一の債務について二人以上が保証債務を負担すること共同保証といいますが、共同保証人間の求償関係について、民法 442 条は「連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。」と規定し、同法 465 条 1 項は「第 442 条から第 444 条までの規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一人の保証人が、主たる債務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁済すべき旨の特約があるため、その全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。」と規定し、民法 442 条を準用しています。

各保証人がそれぞれ連帯保証をしている場合、民法 465 条 1 項の定める「各保証人が全額を弁済すべき旨の特約がある」ときに該当するので、民法 442 条が準用され、連帯保証人の 1 人が自己の負担部分を超えて弁済したときは、他の連帯保証人に対し各自の負担部分について求償権を有することになります。

上記のような共同保証人間の求償権が認められる趣旨は、共同保証人の 1 人が債権者に対し弁済をした場合において、主たる債務者の資力が十分でなく、主たる債務者からの求償では十分な履行を得られないとき、弁済をした保証人だけが損失を負担するのは保証人間の公平に反するというところにあります。

2. 保証人間の負担部分

連帯保証人の負担部分は、保証人間で合意があればその合意によって決まり、合意がない場合には各保証人の受益の割合により定まり、受益の割合が不明な場合は各保証人平等と解されています。

負担部分についての連帯保証人間の合意は、書面や口頭による明示的なものだけでなく、保証契約時の事情、連帯保証人の職務、地位、主債務者との身分関係や保証人の受益状況等から黙示的な合意として認定されることがあります。

それぞれ連帯保証人となった原告と被告の間で、原告から被告に対し求償した事案において、被告は主債務者である会社の代表取締役として会社に対する強い影響力をもっていたこと、原告は取締役就任後短期間で被告と対立して辞任していること、原告には会社から取締役報酬が支払われていないこと、原告と会社との取引関係や融資関係等は実体のない極めて形式的なものであったこと、原告は被告から「迷惑をかけない」として連帯保証の要請を受けた経緯などから、原告被告間において原告の保証人としての負担部分はなく被告が全部負担する旨の黙示的な合意が成立したと認められた裁判例があります（東京地裁平成 22 年 7 月 22 日判決）。

3. 保証人間の求償権の消滅時効

共同保証人間の求償権は、保証人が債権者に対し弁済することによって取得するという点で主たる債務者に対する求償権と共通することから、主たる債務者に対する求償権についての消滅時効の中断が共同保証人間の求償権の消滅時効の中断となるかが問題となります。

この点について、最高裁は「民法 465 条に規定する共同保証人間の求償権は、主たる債務者の資力が不十分な場合に、弁済をした保証人のみが損失を負担しなければならないとすると共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないと解される。したがって、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当である。」と判示しました（最高裁平成 27 年 11 月 19 日判決）。

4. 本件の場合

「私」はB銀行に対し連帯保証債務を履行したことにより、主たる債務者A社に対し求償権を取得していますが、A社は既に廃業しているとのことですので、A社に対する請求は実効性がないものと考えられます。

「私」はCとともにA社の連帯保証人となっていることから、Cに対しCの負担部分について求償権を有することになります。

負担部分についての特約がなく、受益の程度に特に相違が認められない本件においては、「私」とCの負担部分は2分の1ずつと解されますので、保証債務の全額を支払った「私」はCに対し、求償権の行使として支払額の2分の1を請求することができます。

「私」は商人であるA社から委託を受けて保証人となっていますので、Cに対する求償権は、主たる債務者に対する求償権とは別個に商法 522 条に定める 5 年の消滅時効にかかることになり、A社に対する求償権について消滅時効の中断事由があっても、Cに対する求償権について消滅時効の中断の効力は生じませんので留意してください。